

騒音発生施設の種類ごとの数変更届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)
届出者
住所

徳島県生活環境保全条例第29条第1項の規定により、騒音発生施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称				※ 整 理 番 号				
工場又は事業場の所在地				※ 受理年月日		年 月 日		
				※ 施 設 番 号				
				※ 審 査 結 果				
				※ 備 考				
騒音発生施設の 種 類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変 更 前	変 更 後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)

備考

- 1 騒音発生施設の種類ごとの数に変更がある場合であっても、徳島県生活環境保全条例第29条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、「当該騒音発生施設の種類」については、記載しないこと。
- 2 「騒音発生施設の種類の欄」には、徳島県生活環境保全条例別表第4に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。